

業務説明書

本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和 7 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするほか、令和 7 年度本予算成立時期が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものとします。

1 手続開始の公示日 令和 7 年 2 月 3 日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 小泉 亘司

3 担当部局

〒013-0018 秋田県横手市本町 2 番 9 号（横手法務合同庁舎 1 階）
東北農政局旭川農業水利事業所工事第二課施設機械係
電話 0182-35-5401

4 業務概要

（1）業務の目的

本業務は、旭川土地改良事業計画に基づき改修等を実施した新上堰頭首工の上流地点から金沢中野揚水機場取水樋門付帯施設の床止工の下流地点までの区間における河床変動解析を実施し、河川構造物及び河川への影響を評価するものである。

（2）業務内容

ア 準備作業	一式
イ 解析業務	一式
ウ 照査	一式
エ 点検とりまとめ	一式

（3）業務の詳細

別添、業務請負契約書（例）、特別仕様書（案）のとおり

（4）履行期限 令和 7 年 12 月 19 日

（5）入札契約方式

簡易公募型プロポーザル方式

（6）業務量の目安

本業務の参考業務規模は、13 百万円程度（税込み）を想定している。

（7）本業務は、業務説明書及び技術提案書提出要請書の交付、参加表明書及び技術提案書の提出及び受領に関わる確認並びに見積について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

（8）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 東北農政局における令和 7・8 年度一般競争参加資格（指名競争）参加資格の定期受付において測量・建設コンサルタント等の申請を行い受理されているもので、技術提案書の特定時において測量・建設コンサルタント等のうち「A 等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。

技術提案書の特定時において「A 等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けていない者の技術提案書は、競争に参加する資格を有しない者が行った申請として「無効」とする。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局随意契約見積心得第 3 条の 2 の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行するものであって、a から d までに掲げる者に準ずる者。

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（3）配置予定の技術者の資格要件

ア 管理技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下、同じ）であること。

（ア）技術士（技術部門：総合技術監理部門、選択科目：農業－農業土木、農業農村工学）

（イ）〃（技術部門：農業、選択科目：農業土木、農業農村工学）

（ウ）〃（技術部門：建設、選択科目：河川、砂防及び海岸・海洋）

（エ）シビルコンサルティングマネージャー（技術部門：農業土木）

（オ）農業土木技術管理士

イ 照査技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下、同じ）であること。

（ア）技術士（技術部門：総合技術監理部門、選択科目：農業－農業土木、農業農村工学）

（イ）〃（技術部門：農業、選択科目：農業土木、農業農村工学）

（ウ）〃（技術部門：建設、選択科目：河川、砂防及び海岸・海洋）

（エ）シビルコンサルティングマネージャー（技術部門：農業土木）

（オ）農業土木技術管理士

（4）当該業務部門

当該業務部門は、水文・水利における統計・解析である。（AGRIS 業務分類：水文・水利（大分類）統計・解析（中分類））

（5）技術提案書の提出者を選定するための基準（別添 1 参加表明者選定基準参照）

ア（１）に示す技術提案書の提出者に求められる資格要件に加え、別添１に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目の何れかが選定しないと評価された場合は、技術提案書の提出者として選定しない。

イ 予定照査技術者の資格が（３）のイに示す資格要件に該当しない場合は、技術提案書の提出者として選定しない。

ウ 企業評価項目

（評価の着目点）

- ・競争参加資格登録の有無
- ・当該業務部門の技術者の存在
- ・過去 10 年間（前年度までの過去の 10 年間。以下、同じ。）の 1 件当たり 5 百万円以上の当該業務部門の業務実績及び業務成績
- ・当該年度を含む過去 3 年間の納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・過去 3 年間の管内での地域貢献活動への支援
- ・過去 3 年間の災害活動実績
- ・過去 3 年間の表彰実績
- ・再委託の内容及び分担業務の構成員
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等

エ 予定管理技術者評価項目

（評価の着目点）

- ・技術者資格及びその専門分野の内容
- ・過去 10 年間の 1 件当たり 5 百万円以上の当該業務部門の業務実績、実務経験及び業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・1 件当たり 1 千万円以上の管理技術者としての手持ち業務の件数、かつ手持ち業務契約総額

オ 分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、技術提案書の提出者を最も評価の高い者から 7 位の者までを選定する。参加者が 7 者に満たない場合、又は 7 位までの者が 7 者を超える場合は 7 位以内全ての者を選定する。

（６）技術提案書を特定するための評価基準（別添２技術提案書特定基準参照）

ア 予定管理技術者の技術力（資格要件及び業務執行技術力等）

（評価の着目点）

- ・技術者資格及びその専門分野の内容
- ・過去 10 年間の 1 件当たり 5 百万円以上の当該業務部門の業務実績、実務経験及び業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・1 件当たり 1 千万円以上の管理技術者としての手持ち業務の件数、かつ手持ち業務契約総額

イ 予定照査技術者

（評価の着目点）

- ・技術者資格及びその専門分野の内容

ウ 実施方針

（評価の着目点）

- ・農業農村整備事業に対する理解度、農業条件や用排水条件など地域特性の把握、業務

の目的・内容等に対する理解度

- ・業務実施に当たっての前提条件、留意点等の把握及び検討内容、検討手法の的確性
- ・新たな視点での解析、検討やV E・コスト縮減、環境との調和への配慮などの創意工夫

エ 実施手順・体制

(評価の着目点)

- ・業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順、業務の目的、内容に見合った技術者配置の体制

オ 特定テーマ

(評価の着目点)

- ・地形、環境、地域特性などの与条件、技術的見地、類似実績からみた成果の確実性

6 参加表明書及び技術提案書の作成、提出等

5 (1) ウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、東北農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において測量・建設コンサルタント等の申請を行い受理されている者であること、かつ、技術提案書の特定時において「A等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けていなければならない。参加表明書提出時に参加資格の登録を申請中の者は、申請書類写し一式を提出すること。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期間までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できない。

(1) 参加表明書

ア 提出期間 別表1①に示す日時

イ 提出先 3に同じ

ウ 提出方法

本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表（様式12）に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、上記5(2)に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添3-③に記載し申告すること。なお、別添3-③により申告した関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書を無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

本業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信

書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法にて提出するものととし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

（イ）紙入札方式の場合

本業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数

参加表明書の提出部数は、1部とする。（ただし、紙による提出の場合は3部とする。）

オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1②に示す日までに書面にて通知する。

カ 記載上の留意事項

（ア）企業の有資格者登録

企業の競争契約参加資格者登録の有無

（イ）有資格技術者数

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門（選択科目等）ごとに人数を記載する。

（ウ）企業の過去10年間の当該業務部門実績

契約金額5百万円以上の当該業務部門の業務を記載する。

（エ）企業の地域貢献活動への支援

・表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。

・地域活動に対する取組状況には、過去3年間の活動実績内容を記載する。

（オ）企業の災害対応活動の実績

過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。

（カ）企業の表彰実績

・表彰には、過去3年間に企業として受けた当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村振興局長・地方農政局長表彰、事業（務）所長表彰、その他の表彰（農業農村工学会等）を記載する。

（キ）ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の適合状況（該当する場合は、認定証の写しを提出すること。）

対象となる認定は以下の通り。

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。）

・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）（次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。（若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

（ク）予定管理技術者の経歴等

・予定管理技術者について、経歴等を記載する。

・契約金額 5 百万円以上の当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第 3 号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある場合はその実績を記載する。

・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況を記載する。

・手持ち業務は、令和 7 年 4 月 1 日において履行中の管理技術者としての契約額 1 千万円以上の全業務（発注者が他国、他機関の業務を含む。）を記載する（契約締結日の前年度に公示を開始する場合においては、公示日年度に完了する業務は除く。）。国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする（最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。）

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第 2210 号大臣官房参事官（経理）通知。）に基づき一時中止等を行ったことにより令和 7 年 4 月 1 日に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

（ケ）業務実施体制

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理由（企業の技術的特徴等）等を記載すること。なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は併せて記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

（2）技術提案書

技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、5（1）のウの確認を受けていなければならない。

ア 提出期間 別表 1 ③に示す日時

イ 提出先
3 に同じ。

ウ 提出方法

（ア）電子入札方式の場合

本業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料については P D F ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

（イ）紙入札方式の場合

本業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法にて提出を行うこととし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数

技術提案書の提出部数は、1 部とする。

オ 提出の辞退

技術提案書の提出者として選定された者には選定結果通知とともに技術提案書提出要請書の送付を行うので、技術提案書の提出を辞退する場合は別添「提出辞退届」を要請書に示す期日までに提出すること。

カ 技術提案書のヒアリングの有無 無

キ 特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、別表 1 ④に示す日までに書面にて通知する。

ク 記載上の留意事項

(ア) 全般

- ・簡潔に取りまとめ、全体のページ数は、4 ページ程度（参考見積除く）を目安とする。
- ・技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、業務成果の一部を求めるものではないこと。

(イ) 予定管理技術者の経歴等

- (1) カ（ク）と同じ。

(ウ) 業務の実施方針等

業務の実施方針、実施方法については、A 4 用紙 2 ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えるページ数は評価しない。

(エ) 特定テーマに対する技術提案

テーマに対する技術提案については、A 4 判 1 ページとし、これを超えるページ数は評価しない。

特定テーマは次のとおりとする。

- a 本業務では過年度に実施した河床変動解析（洪水時の短期予測）の解析モデルを用いて河床変動の長期予測を実施するものであり、長期予測を精度高く実施するためには、現場条件に応じた解析モデルの修正等を含めた条件設定が重要となる。
このことから、解析条件の設定に係る提案を求めるものとし、「過年度の解析業務を踏まえた、精度の高い長期予測を実現するための解析条件設定の留意点」を特定テーマとする。

(オ) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積を提出すること。
ただし、その扱いは、積算の際の参考にのみ用いるものとする。

(3) その他留意事項

ア 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書は、返却しない。

ウ 技術提案書が特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する者は、その旨を技術提案書の提出文書に明記すること。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。

エ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

オ 受領期限日以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

キ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総第 528 号（経）農林水産省東北農政局長通知。）に基づき指名停止を行うことがある。

7 選定理由の説明等

（1）非選定理由の説明

ア 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非選定理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

（ア）受付期間

アの通知をした日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日を含まない。）後の午前 11 時 30 分まで。

（イ）受付場所

3に同じ。

（ウ）提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 分任支出負担行為担当官は、非選定理由の説明を求められたときは、イ（ア）の受付期間の翌日から起算して 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（2）非特定理由の説明

ア 分任支出負担行為担当官は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

（ア）受付期間

アの通知をした日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日を含まない。）後の午前 11 時 30 分まで。

（イ）受付場所

3に同じ。

（ウ）提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 分任支出負担行為担当官は、非特定理由の説明を求められたときは、イ（ア）の受付期間の翌日から起算して 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 業務説明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 業務説明書に対する質問は、次に従い文書により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。

ア 受付期間

別表 1 ⑤に示す日時

イ 受付場所

3 に同じ。

ウ 提出方法

「質問回答書」に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail : teishutsusakiasah610@maff.go.jp

- (2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を含まない。）以内に電子入札方式により行うほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

別表 1 ⑥に示す日時

イ 閲覧場所

3 に同じ。

9 貸与資料の閲覧

特別仕様書第 2－3 条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表 1 ⑦に示す日時とするので、閲覧を希望する場合は、上記 3 に示す担当部局等に事前に連絡すること。

10 業務の成果品質確保対策について

受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、現場代理人、管理技術者等の受発注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 Web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、設計方針、条件等の確認を受発注者が一堂に会して実施することにより、業務を円滑に推進する。

(2) 合同現地調査

受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、成果物の納入時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

- (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受注者が当該工事に関する「工事の施工効率向上対策」（農水省 Web サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

11 その他

(1) 契約書作成の要否 要

なお、契約日は、令和7年度予算成立日以降とする。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行秋田支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(5) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(6) 支払条件

公共工事の前払金前金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

(7) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。その場合、中止に関する公示及び競争参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

(8) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（別添7）を提出しなければならない。

ウ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(9) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事の入札契約手続きに参加することができないものとする。

(10) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子

証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(11) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ 公表前における技術提案書の評価点に関する情報聴取

カ 公表前における発注予定に関する情報聴取

キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1

①	参加表明書の提出期間	令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 2 月 14 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで ただし、最終日については、午前 11 時 30 分までとする。
②	選定結果の通知時期	令和 7 年 2 月 25 日
③	技術提案書の提出期間	令和 7 年 2 月 26 日から令和 7 年 3 月 18 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで ただし、最終日については、午前 11 時 30 分までとする。
④	特定結果の通知時期	令和 7 年 4 月 1 日
⑤	質問受付期間	令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 13 日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで ただし、最終日については、午前 11 時 30 分までとする。
⑥	質問受付回答閲覧時期	令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 14 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
⑦	貸与資料の閲覧期間	令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 18 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。